

## ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領

### 第1 目的

この「ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領」(以下「要領」という。)は、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、家庭菜園用電気柵(以下「電気柵」という。)を購入した市民に対し、正しい設置方法や、適切な維持管理方法を指導することで、ヒグマの市街地侵入抑制策の効果を高めることを目的として、環境共生担当課が行う設置指導に関する必要な事項を定める。

### 第2 設置指導の対象

設置指導の対象は、環境共生担当課が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、電気柵を購入した市民(同一世帯の住民を含む。以下「指導対象者」という。)に限る。

### 第3 家庭菜園用電気柵購入補助事業

家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱(別添)参照

### 第4 設置指導事業実施期間

- (1) 次号に定める事業開始日から事業終了日までの期間を事業実施期間とする。
- (2) 毎年度の6月1日を事業開始日、10月31日を事業終了日とする。ただし、6月1日又は10月31日が日曜日の場合には事業開始日又は事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

### 第5 設置指導の手続き

- (1) 指導対象者は、設置指導を希望する日の概ね1週間前までに、電話等により、環境共生担当課が指定した事業者(以下「事業者」という。)と、設置指導を受ける日程の調整を行う。
- (2) 日程の調整後、事業者は、決定した日程を電話等により環境共生担当課に通知する。
- (3) 日程等が適当と認められる場合、環境共生担当課は、事業者に対し設置指導の指示を出す。
- (4) 指導対象者は、電気柵を設置する家庭菜園において、事業者より正しい設置方法や適切な維持管理方法の説明を受けるものとする。
- (5) 電気柵が適切に設置されたこと等を確認後、「家庭菜園用電気柵設置確認書」に必要な事項を記入のうえ、指導対象者に交付する。
- (6) 事業者は、電気柵設置から概ね3週間後に1回のみ、維持管理状況等の点検を行う。
- (7) 事業者は、点検の結果を電話等により指導対象者に通知し、措置が必要な場合は、その対応法を指示する。

## 第6 経費の負担

設置指導の経費は、環境共生担当課が負担することとする。

## 第7 その他の留意事項（安全配慮等）

指導対象者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、機材を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。